

令和3年6月30日

市政記者クラブ 様

名東区保健福祉センター福祉部福祉課
担当：小川（778-3005）

名東区役所における自立支援医療自己負担上限額管理票の誤送付について

名東区保健福祉センター福祉部福祉課において下記の通り誤送付がありましたのでご報告します。

記

1 概要

6月28日に、障害のある方にお渡しする自立支援医療受給者証（以下「受給者証」という。）及び自立支援医療自己負担上限額管理票（以下「上限額管理票」という。）をAさんに送付したところ、6月29日にAさんのご家族から福祉課に、「Aさんのものに加えて、Bさんの上限額管理票が入っている」という旨の連絡があり、誤送付が判明しました。

2 漏洩した個人情報

Bさんの氏名、自立支援医療費受給者番号

3 対応

6月29日に福祉課職員がAさん宅を訪問し、謝罪の上、Bさんの「上限額管理票」を回収しました。

同日、Bさんに経緯を説明の上謝罪し、ご了解をいただきました。

また、Bさんの「受給者証」及び「上限額管理票」については、ご本人の希望により自立支援医療費受給者番号を変更し再発行しました。

4 原因

- ・ Aさんに「受給者証」及び「上限額管理票」を送付する際、誤ってBさんの「上限額管理票」も同封し、複数職員での確認を行うことなくそのまま送付してしまいました。
- ・ Bさんに「受給者証」及び「上限額管理票」を送付する際、Bさんの「上限額管理票」が見当たらなかったが、未作成だと思い、新たに作成し送付してしまいました。

5 再発防止策

- ・ 今後は、個人情報扱う際には複数職員での確認を徹底します。
- ・ 福祉課職員全員に注意喚起を行い、併せて個人情報の保護に係る研修を実施し、再発防止に努めます。

※ 自立支援医療制度とは

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

※ 自立支援医療自己負担上限額管理票とは

自立支援医療制度においては、所得に応じて1月あたりの負担額の上限が定められていますが、その上限を超えて受給者の方が医療費の自己負担をすることがないように管理するためのものです。